

X 青果物流通の部

解説

この部には、「青果物卸売市場調査」による青果物の卸売数量、卸売価額及び卸売価格に関する統計を掲載した。

1 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、青果物を取り扱っている全国の中央卸売市場における青果物の卸売数量及び卸売価額を調査し、価格形成の実態等を明らかにし、青果物の流通改善対策、価格安定対策等に資することを目的としている。

(2) 調査の時期

調査対象期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年間（毎月）

(3) 調査の対象

中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第4条第1項の規定に基づく農林水産大臣の認定を受けて開設している市場をいう。）に所在する全ての青果物卸売会社69社を対象としている。（北陸農政局管内では、新潟市、金沢市及び福井市で開設されている中央卸売市場が対象。）

(4) 調査の方法

民間事業者が調査対象に対して、オンライン（当該民間事業者が提供する収集システム又はメール）により調査票を配布・回収する自計調査の方法により実施した。

2 用語の解説

(1) 卸売市場

卸売業者が生産者若しくは集出荷団体等から委託を受け、又は買付けを行い、仲卸業者又は小売業者に対し「せり」、「入札」又は「相対」の方法で建値を行って売りさばくための場立ちの行われる場所をいう。

したがって、産地で生産者から荷を集めて、これらを消費地に出荷するいわゆる産地の集荷市場は含めない。

(2) 卸売数量

青果物卸売市場で「せり」、「入札」又は「相対」の方法で取引された数量（転送量を含む。）であり、その荷の荷姿の単位ごとに表示されている量目をkg換算した数量である。

(3) 卸売価額

卸売市場における取扱金額であり、消費税を含む価額である。

(4) 卸売価格

卸売価額を卸売数量で除して算出した1kg当たりの平均価格である。

[調査概要の詳細についてはこちらから](#)
([農林水産省HPへリンク](#))

この部についての照会先

統計部 生産流通消費統計課

電話(076)263-2161 内線 3642

直通(076)232-4895